

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(譲渡割の中間申告書の記載事項)</p> <p>第七条の二の四 法第七十二条の八十七第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〜四 略</p> <p>五 前号に掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額</p> <p>六 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(譲渡割の確定申告書の記載事項)</p> <p>第七条の二の五 略</p> <p>2 法第七十二条の八十八第二項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 前号に掲げる不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額</p> <p>五及び六 略</p>	<p>(譲渡割の中間申告書の記載事項)</p> <p>第七条の二の四 法第七十二条の八十七第一項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〜四 略</p> <p>五 前号に掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額</p> <p>六 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(譲渡割の確定申告書の記載事項)</p> <p>第七条の二の五 略</p> <p>2 法第七十二条の八十八第二項の事業者が同項の規定による申告書を提出する場合には、当該申告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p> <p>四 前号に掲げる不足額に百分の二十五を乗じて得た金額</p> <p>五及び六 略</p>

(法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額)

第七条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成十九年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成十九年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

(法第七十二条の百十四第三項の総務省令で定める額)

第七条の二の九 法第七十二条の百十四第三項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成十九年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成十九年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略